

厚生科学審議会食品衛生監視部会

日時 令和6年5月29日(水)
15:00～
場所 厚生労働省省議室
開催形式 ハイブリッド開催

○福島輸入食品安全対策室長 定刻となりましたので、ただいまから「第1回厚生科学審議会食品衛生監視部会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりくださりまして誠にありがとうございます。今回は、オンラインと対面のハイブリッド形式の会議となりますので、はじめにオンラインで出席される委員の方へのお願い事項について御説明いたします。円滑な進行のため、今から申し上げる点について御対応いただきますようお願いいたします。まず、ビデオカメラはオンにしてくださいようお願いいたします。発信者以外は、マイクをミュートに設定をお願いいたします。発信されたい場合は、画面下のリアクションの所から「手を挙げる」マークを使用し、御発言の意思をお伝えください。「手を挙げる」マークを確認しましたら、部会長又は事務局から御指名をさせていただきます。指名された方は、ミュート設定を解除して御発言ください。また、お手数ではございますが、発言の冒頭でお名前をお伝えください。最後に、発言が終了いたしましたら、再びミュート設定をお願いいたします。御不明な点、ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、食品衛生監視部会は本日が第1回目の開催となりますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。資料2-1の名簿にしたがってお名前のみ読み上げさせていただきます。まず、阿部徹委員、落合由嗣委員、加地祥文委員、神村裕子委員、吉川肇子委員、近藤麻子委員、鈴木敏之委員、瀧本秀美委員、伊達千晶委員、土肥富有子委員、戸部依子委員、原田大樹委員、藤田利枝委員、本間正充委員、森信二委員、脇田隆字委員です。

続きまして、本日出席しております事務局のメンバーを御紹介いたします。まず、最初に健康・生活衛生局長の大坪でございますが、他の用務のため、終了次第こちらに駆け付けることとなっておりますので御了承いただければと思います。続きまして、総務課長の吉田、課長補佐の原澤、食品監視分析官の三木、参与の梅田、HACCP推進室長の飯塚、私は、食品監視安全課輸入食品安全対策室長の福島と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして食品衛生監視部会長の選出等についてです。資料2-2の2ページ、こちらは厚生科学審議会令になります。厚生科学審議会令第6条の第3項に、部会に部会長を置き、委員の互選により選任するとされております。この委員と言いますのは、厚生科学審議会、この部会の親会になりますけれども、この厚生科学審議会の委員のことを指します。そのため、資料2-1の委員名簿のうち吉川委員と脇田委員が厚生科学審議会の委員ということになりますので、このお二方の互選により部会長を選任することとなります。あらかじめ吉川委員、脇田委員に御意見を伺った結果、脇田委員に部会長をお引き受けいただくことで御了解をいただいておりますので、その旨御報告をいたします。

続きまして、部会長代理についてです。同じく厚生科学審議会令第6条の第5項で当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされております。部会長代理につきましては、本間委員に部会長代理の御指名

がございましたので、本間委員にも御就任の了解をいただいております。合わせて御報告をさせていただきます。

なお、本日は、部会の定数 16 名に対しまして、現時点で 11 名の委員の方に御出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第 7 条に定められております定足数に達していることを御報告申し上げます。なお、吉川委員、鈴木委員、戸部委員、原田委員、森委員におかれましては、本日御欠席との御連絡をいただいております。また、藤田委員におかれましては、16 時頃に御退室される旨、言付かっておりますので、あらかじめ御了承ください。

続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。本日の資料ですが、議事次第に続きまして資料 1 として食品衛生監視部会の設置について、資料 2-1、食品衛生監視部会委員名簿、資料 2-2、厚生科学審議会関係規程等、資料 3、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則（案）、資料 4、食品衛生監視行政に関する取組について、資料 5、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応について、資料 6、機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会の設置について（案）、参考資料 1、令和 6 年度厚生科学審議会の再編について、参考資料 2、機能性表示食品を巡る検討会報告書を御用意しております。資料の過不足等ございましたら、事務局にお伝えください。Web 参加の委員におかれましては、挙手ボタンを押してお知らせいただければと思います。皆様、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

冒頭のカメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。報道機関の皆様におかれましては、御協力をお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては脇田部会長をお願いしたいと思います。脇田部会長、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○脇田部会長 国立感染症研究所の脇田です。今回の部会長を務めさせていただくことになりました。第 1 回目の食品衛生監視部会ということで、皆様の御協力を是非よろしくお願いいたします。また、今回会場と、それから、リモート委員の先生方いらっしゃいます。私もリモートで参加しております、リモートの先生方が挙手をされると分かるわけですが、会場のほうは分からないので、会場の先生方、もし御発言の希望があれば、事務局のほうから私のほうにお知らせをお願いいたします。

それでは、進めてまいりたいと思います。議事次第を御覧ください。議事が主に 5 つ準備されております。まず、議題 1. 食品衛生監視部会の設置についてです。この資料について事務局から説明をお願いいたします。

○福島輸入食品安全対策室長 それでは、資料 1 を御覧ください。まず、この食品衛生監視部会の設置の経緯について、簡単に御説明をいたします。まず 1 番の設置の主旨ですが、令和 5 年、昨年 5 月に成立しました「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により、厚生労働省に置かれていた食品衛生行政のうち、食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務については、これを消費者庁に移

管し、厚生労働省は引き続き食品衛生監視行政に関する事務を行うことが規定されました。これに基づいて、4月から食品衛生基準行政が消費者庁に移管されたという、新しい体制でのスタートが切られています。

これに伴い、これまで薬事・食品衛生審議会が食品衛生行政に関する調査審議を行っていただいておりますが、食品衛生基準行政に関するものは、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管されることとなりました。また、薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生監視行政に関するものは、厚生科学審議会に移管することになりました。これに伴い、薬事・食品衛生審議会については、食品衛生に関する調査審議事項がなくなりましたので、名称を薬事審議会とすることも併せて規定をされています。

この決定を受け、本年2月に開催した第20回厚生科学審議会において、厚生科学審議会に新たに食品衛生監視部会を設置し、食品衛生法の規定により厚生科学審議会に委嘱された事項その他食品衛生の監視行政全般に関する重要事項について調査審議することを御了承いただいたところです。この審議会の再編状況については、参考資料1で組織図でも示していますので、併せて御参照いただければと思います。

この新しく設置された食品衛生監視部会の検討事項は、2に記載しています。まず最初に、食品衛生法の規定により委嘱された事項ということで、具体的には、食品衛生法第7条に基づく未経験食品の暫定流通禁止等の措置及び第9条、第17条に基づく食品、器具・容器包装の包括的輸入禁止等の措置。厚生労働大臣がこのような措置を取ろうとする場合には、厚生科学審議会の意見を聞くことになっていきますので、これを食品衛生監視部会にお諮りするものです。併せて、食中毒の予防対策等に関する事項、食品等事業者の監視指導に関する事項、その他食品衛生監視行政に関する重要事項を御審議いただきたいと考えています。

3番目は、部会の構成です。医学、獣医学、薬学、水産学、食品科学、法律等の専門家及び食品等事業者団体、地方自治体、消費者団体の代表等を委員として参集するということになっておまして、これを反映して、今回、委員の皆様から御就任をいただいております。食品衛生監視部会の設置の件については、以上です。

○脇田部会長 御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様から何か御質問がありますでしょうか。よろしいですか、これは我々のこの部会の設置ということですので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。また、我々の検討事項は、今、示されたとおりでございます。それでは、この議題1は了承したということにしまして、次にまいりたいと思います。

議題2は、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則についての(案)です。事務局から御説明をお願いいたします。

○福島輸入食品安全対策室長 それでは、資料3を御覧ください。タイトルが「厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則(案)」となっています。これは、厚生科学審議会運営規則の第10条の規定に基づき、食品衛生監視部会の下に小委員会を設置する際、その運営

に関して必要な事項を規定するものです。

内容については厚生科学審議会の他の部会の細則と同様の内容となっておりますが、具体的には、小委員会は厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者により構成すること。委員長は部会長が委員の中から指名すること。会議については指名された委員長が招集すること。会議や議事録については原則公開としていますが、公開する場合に個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合等については、全部又は一部を非公開とすることができるといった内容が記載をされております。

また、この部会の庶務については、私ども健康・生活衛生局食品監視安全課において担当すること。このほか、部会又は小委員会の運営に必要な事項については、部会長又は委員長が定めるという内容になっております。この細則(案)で問題ないかどうか、御審議をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○脇田部会長 ありがとうございます。こちらは運営の細則ということで、主には小委員会の設置、あるいは構成、運営といったことが定められるということになります。こちらは(案)ですから、この部会で承認をすることになりますが、委員の先生方から何か御質問、御意見等があれば伺いたいと思います。何か対応すべき事項があればこの小委員会で対応していくこととなりますので、またその際には皆様のほうの御協力をお願いすることになりますが、特にはよろしいですか。特に御意見、御異論等がないようですので、この(案)のとおり決定させていただきたいと思います。

(異議なし)

○脇田部会長 ありがとうございます。それでは続きまして、議題 3、4 にまいります。議題 3 は「食品衛生監視行政に関する取組について」、議題 4 は紅麹関連で、「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応について」です。合わせて事務局から説明をお願いいたします。

○三木食品監視分析官 それでは、私から議題 3、議題 4 について御説明をさせていただきます。まず、議題 3 については資料 4 を御覧ください。食品衛生監視行政に関する取組についてです。次ページに目次がありますが、スライド 3 枚目、食品衛生監視行政の概要です。食品の安全の取組については、リスク分析という考え方で大きく 3 つの柱があります。「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」です。リスク評価については、食品安全委員会で科学的なデータ等を踏まえ評価をされることに基づき、厚生労働省、農林水産省、消費者庁でリスクを管理をしていく流れになります。

厚生労働省では、そこに書いてありますように、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止、若しくは、基準策定が消費者庁に移りましたので、その基準が守られているかどうかの監視を主にやっていくことになっております。全体的には、そういうやり方等も含め、リスクコミュニケーションで意思の疎通を図っていくという状況です。

次のページを御覧ください。食品衛生法の概要について御説明いたします。食衛法の目的は、ここに書いてあるとおり、公衆衛生の見地から飲食に起因する衛生上の危害の発生

を防止し、国民の健康の保護を図るのが目的です。

まず、食品の定義は、これは医薬品等を除いた全ての飲食物、口から入るもの全てとなっております。体系としましては、1 つは、直ちに人の健康を害するようなおそれの高い不衛生食品については、販売の停止等を行う権限を有する。これは第 6 条の関係で、有害・有毒な食品等の販売等の禁止というのがあります。それだけではなかなか食品の安全確保が図れないということで、危害の発生を未然に防止するためのいろいろな規制があります。そのうちの 1 つが、規格基準の設定として書いております。

そういったものをいろいろ担保していくために、1 つは営業の規制ということで、営業として調理や製造等を行う場合には許可を取らなければいけない、また、HACCP に沿った衛生管理を行うことが求められております。

一番下に書いてありますが、そういったことの実効性を担保していくために監視指導があります。国内流通食品については自治体で、輸入食品については国の検疫所でしっかり監視をしていくということで、これらの規制が適正に守られていることの実効性を担保していくということです。違反があれば、そういった行政処分や罰則等で、この囲みに書いてありますような、廃棄命令、営業禁停止を掛けたりして、不衛生な食品の安全の確保を全体的に図っていくというスキームになっております。

次の 5 ページを御覧ください。消費者庁への移管があったこともありますので、厚生労働省にて引き続き実施することを、ここに参考として挙げさせていただいております。

次の 6 ページを御覧ください。食品の範囲と食品衛生上の規制についてです。先ほど御説明しましたとおり、医薬品を除く全て口に入るものは食品という位置付けになっております。その食品の中でも、いわゆる「健康食品」というジャンルがあり、さらにその中に保健機能食品があります。下のほうに書いてありますが、いわゆる「健康食品」に関する規制については、錠剤・カプセル剤等の食品等もありますので、こういったものは GMP(適正製造規範)によって製造・品質を管理をしていきます。この部分は 4 月に消費者庁に移管がされております。また後で御説明をさせていただきますが、指定成分を含むような食品については、健康被害が分かれば都道府県知事に届出をするという規制もあります。

こういった食品を含めて、食品全般に係る規制があります。原則、全ての営業者に対しては一般衛生管理や HACCP に沿った衛生管理が義務付けられております。さらに、公衆衛生に与える影響の程度によっては、許可を取る、届出をするという規制もあります。

次が食品全般に関する規制です。2 ページほどめくっていただくと、食品衛生法第 51 条に基づく衛生管理についてがあります。ここが先ほど御説明した一般的な衛生管理と HACCP に基づく衛生管理が定められているものです。次のページに一般的な衛生管理に関する基準があり、これは食品衛生法の施行規則の別表第 17 に定められております。1~14 までありますが、一般的な衛生管理ということで、施設・設備の衛生管理やねずみ及び昆虫対策、従事者の衛生管理などが書かれております。9 番目に情報の提供があり、健康被

害が疑われるような情報(医師が診断したものに限る)などを把握した営業者は、都道府県知事等に情報提供するように努めなければならないと規定もされております。

次のページが HACCP に基づく衛生管理に関する基準です。これは施行規則の別表第 18 に定められているものです。HACCP の考え方については、製造工程中等での危害の要因を分析をし、それを踏まえて重要管理をする点を決定をし、モニタリングをし、記録を取っていくというやり方です。こういったものが営業者に対しては義務付けされております。ただし、一番下に※で書いてありますように、小規模な営業者等については、日本ではかなり多いですが、なかなか危害要因の分析をしていくことが難しい状況にあります。そこで、手引書を業界団体さんのほうで作成をし、これを厚生労働省の検討会で中身をチェックした上で、広く営業者、若しくは保健所の職員、食品衛生監視員の方に使っていただくことでこの HACCP に基づく衛生管理が運用されている状況です。

次のページが営業許可、営業の届出の制度の仕組みです。右の図を見ていただきますと、公衆衛生の影響が高いものは要許可、許可の対象ということで、これはハード面の基準の施設基準等が定められて、許可を取得してなければ営業ができないという仕組みになっております。さらに届出の対象外というのは、袋詰めのスナック食品の販売や中身に触らないような衛生的に販売ができるものについては届出の対象外ということで、この要許可と届出対象外以外のものについては全て届出対象という仕組みになっております。これは行政が営業者を把握することで、先ほどお話をしたソフトの管理、HACCP に沿った衛生管理などができているかどうかのチェックが可能となっております。

次は 12 ページを御覧ください。こういったいろいろな規制をやっていくことで実効性の担保ということで、食品の監視体制が定められております。一番上の表にあるような、国が食品衛生監視指導指針を作り、それに基づき、輸入食品については国のほうで、自治体のほうでは衛生監視指導計画を毎年度作成をし、計画に基づいた監視指導を効率的に行っていく仕組みとなっております。

次のページは、いわゆる「健康食品」に関する規制について御説明をいたします。スライドは 14 ページになります。いわゆる「健康食品」の安全性確保については、左のほうに書いてありますが、適正製造規範(GMP)による製造・品質管理と、健康被害情報の収集処理ということで組み立てられています。いわゆる「健康食品」に対しては、表の中に書いてあるように、GMP のガイドラインとして運用がされており、これは今春から消費者庁に移管をされています。内容はここに書いてありますようなことを推奨している状況です。特に機能性表示食品や特定保健用食品など、この右に書いてあるものについては基本的には消費者庁で所管をしておりますが、機能性表示食品については、この GMP のガイドラインを強く推奨しております。

健康被害情報の収集については、食品衛生法の規則の中では、先ほど御説明しましたが、一般衛生管理の中で努力義務と決められています。さらに通知において、対応要領として、こういった健康被害が疑われるようなものについては届出をする仕組みもあります。さら

に、この下の所を書いてありますが、指定成分を含むような食品については、製造又は加工基準が定められており、これは消費者庁で行っているものです。ただし、健康被害情報の把握をしたときの届出は食品衛生法で定められており、これは厚生労働省で行っていません。

次ページが、指定成分含有食品についてです。現在のところ、左にありますような、4つの成分が定められています。こういったもので健康被害があった場合には、営業者は届出をしなければいけないという制度になっています。ここに示した件数が上がってきています。

次のページが、いわゆる「健康食品」による健康被害情報の収集と対応についてです。この中で一番左、医療機関、製造者・営業者、販売者などについては、この太い青字になっているものが指定成分の届出義務を課しているものです。それ以外については努力義務となっており、いずれも都道府県知事を通じて厚生労働大臣に報告されますが、後ほど議題5で出てきますが、先ほどお話ししましたように、食品衛生監視部会の中に小委員会を設置をする形で対応していくことを考えております。

次ページは参考で付けておりますが、食中毒の被害情報の場合は、医療機関で診断した医師が届出義務を課しておりますので、こういった届出があった場合に、都道府県のほうで必要な調査等を行い対応をしていくことになっております。

次のページが改正食品衛生法と5年後見直しについてです。19ページに平成30年の一部改正の状況が書いてあります。改正の概要の所を御覧いただくと、2番目にHACCPの義務化、3番目に指定成分の食品の健康被害情報の収集、5番目に営業許可の見直し等が改正をされ、現在施行され、運用されております。検討規定については、一番下の所を書いてありますように、施行後5年で状況を勘案しつつ検討をし、必要があれば必要な措置を講ずるとされています。

最後のページです。こういったことを踏まえ、食品安全制度懇談会を設け、2番目の検討事項、施策の実施状況や制度の在り方について検討を3番目の構成員のメンバーで行っております。ただ、消費者庁に一部移管をされていますので、こういった懇談会についても厚生労働省と消費者庁で合同開催をする形で、今後、必要な検討を行っていくという状況です。資料4についての説明は以上です。

続けて、資料5の説明をさせていただきます。紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応についてです。1枚めくると、厚生労働省における当面の対応ということで書いております。

厚生労働省としてこれまで対応してきた状況については、上の所に①～③にあるように、まずは、この健康被害を起こした製品を特定し、先ほど御説明したように、不衛生食品という形で、食品衛生法第6条2号に違反ということで取扱う製品の範囲を特定しました。2つ目は原因の究明、3つ目は病像の把握といったことを対応してまいりました。

厚生労働省におけるこれまでの対応についてはこの下に細かく時系列に書いております

が、まず、小林製薬が製造した3商品を特定し、食品衛生法第6条2号に該当するという
ことで、大阪市のほうで回収・廃棄命令をかけております。その後、この原料を使ってい
る製品もかなりありましたので、こういったものが問題があるかどうか、第6条2号に該
当するかどうかを検討しました。3月28日の所に書いてありますが、52社と173社、合
わせて225社の製品についてはこのおそれはない、対象ではないということを確認し、い
ずれも3月29日と4月5日に公表をさせていただいたという流れです。

原因究明については、3月29日と4月19日、昨日の5月28日に、それぞれ原因究明に
関して分かった結果について公表をさせていただいております。病像の公表については、
4月9日と5月7日、5月24日に日本腎臓学会若しくは大阪市のほうで行ったものについ
ての公表を行っているといった状況です。

3 ページ目、健康被害の状況等についてです。小林製薬のほうで把握をしている健康被
害情報を厚生労働省のほうでまとめて公表しているものです。見ていただくと、5月27日、
右の所にありますが、現時点で医療機関を受診した者、入院治療を要した者、死者数の数
となっております。下が小林製薬への相談件数で、延べ件数が約12万8,000件に上って
いるというものです。

4、5、6 ページ目が原因究明です。昨日、公表したものになります。4 ページ目、上の
段に書かれているように、紅麹の製品については、基本的に原料が米、胚芽、水、紅麹菌
を培養して培養品のロットが作られます。ここに書いていますが、このときに有効成分が
作られるといった状況です。こうやって出来た幾つかの培養品ロットを混ぜ合わせて、原
料品のロットという形にして、その後製剤化し、錠剤にして販売をしているものです。

この原料品ロットの中で、健康被害のあるロットと健康被害のないロットを差分して、
ロット間でどういうところが異なっているかを確認したところ、①-1 に示すように、化
合物の検出ということで、プベルル酸、化合物 Y、化合物 Z が見付かったというものです。
これらの同定作業を進めるとともに、発生機構の究明や腎毒性の検証というものを行って
おります。

5 ページ目、現在までに得られた原因物質に関する情報です。①-2 と②は前のページと
連動しておりますが、まず、プベルル酸というもの以外に2種類の化合物が特定されまし
た。いずれも赤い括弧の中に書いておりますが、モナコリン K と基本骨格が類似しており、
モナコリン K から青カビの介在により生成されると推定されたというものです。

発生機構の究明については②に書いていますが、いろいろな混入段階での推定、直接産
生能、間接産生能の検証を行ったところ、青カビ単独ではプベルル酸を産生しますが、化
合物 Y、Z は産生されないという状況である、紅麹菌と青カビが共存するというようなこ
とが可能であって、この介在によりモナコリン K が修飾されて化合物 Y ができるといった
ようなことが推定されています。

③の腎毒性の確認については、ラットの7日間反復投与試験を行い、まだ腎所見の速報
の段階ですが、製品やプベルル酸単体を投与したところ、近位尿細管の変性・壊死等の所

見が見られたという状況が分かったというものです。

6 ページ目です。健康被害が報告された製品に含まれる化合物の特性としては、左に書いてあるような化合物が見付かっています。まだ Z は特定中のところがありますが、こういうものが見付かっているという状況です。結果として、赤枠で書いているような、今回の健康被害例において、現時点では以下の結論が推論されます。工場内の青カビ (*Penicillium adametzioides*) というものが培養段階で混入し、コメ培地を栄養源としてプベルル酸を産生したということ、工場内の青カビが紅麹菌との共培養により、モノコリン K を修飾して化合物 Y、Z が生成されること、プベルル酸については腎障害が確認されたが、化合物 Y、Z については、引き続き、動物実験において、これらの寄与度を確認するといった状況になっております。

上記確認後の対応については、こういった健康被害の原因究明というのは引き続き進めつつ、科学的な必要性がある場合には、本件と同一の事案の発生を防止するための食品衛生上の規格基準の策定や、衛生管理措置の徹底を検討することとしております。

7 ページ目は、日本腎臓学会や大阪市で行っている病像の調査結果です。これは 5 月 24 日に公表していますが、まず、大阪市の調査が 2,050 件、日本腎臓学会の調査が 189 症例です。ただ、大阪市の調査は、主に健康被害者本人から聴取した情報ですので、下に書いてあるような、女性の割合が多かったり、年齢層では、やはり 50 代、60 代、70 代という年齢の高い方が多いといった状況です。主訴としても、倦怠感のほか、こういった症状が見られたとなっております。

腎臓学会のほうは右のほうに書いていますが、学会員（医師）が見られた症例で、女性の割合は大体大阪市と同じような感じになっていて、年齢層も高い年齢の方が多いということです。初診時のほうは、倦怠感のほか、尿の異常や腎機能障害といったことで、専門的な所見が確認されているということです。

8 ページ目、摂取期間や発症月については、ここにお示ししているように、大阪市の中では、調査が全部、完全に分かっているわけではありませんので、発症月が明らかな 1,467 件について示したところ、大体 7 割が 11 から 3 月に発症しているというような状況が確認できたということで、日本腎臓学会の調査でも、12 月から以降が初診日ということで、こういった期間でこの患者さんが発生しているといった状況が分かったというものです。

9 ページ目は参考を付けておりますが、腎臓学会のほうで公表されている詳細について付けておりますので御参照いただければと思います。

こういったことを踏まえて、最後のページになりますが、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度に関する今後の対応についてです。1 つは、健康被害の原因究明は継続中ですが、再発防止の取組については早急に対応する必要があるということで、今回の 3 製品については摂取中止によって症状改善が期待されるということもありましたので、こういった健康被害の拡大を防止するためには、まず、行政が健康被害の発生を速や

かに探知をするということが必要といったことを踏まえて、必要に応じて製品の流通を早く止めるといった措置を迅速に講じることが重要と考えております。

そういったことを踏まえて、食品表示法は消費者庁さんのほうが所管しておりますが、食品表示法と食品衛生法についての今後の対応について書いているものです。上のほうは消費者庁さんのほうですので、現行については、ガイドラインで速やかに報告することが定められていますが、今後の対応としては、機能性表示食品については食品表示基準、食品表示法に基づく食品表示基準での届出者の遵守事項ということで定め、因果関係が不明であっても、速やかに情報提供ができるような仕組みにはどうかといったことです。併せて、食品衛生法のほうでは、先ほど来、お話しているような体制管理の中で、情報提供に努めなければならないとされているところ、機能性表示食品に関しては情報提供の義務化を図るといったことが考えられるのではないかとということです。こうすることによって、営業の禁・停止等の行政措置についても可能となるということです。

そのほか、一番最後の○に書いていますが、論点としては、こういった被害情報の収集の義務化を図ることに対して、都道府県知事、いわゆる保健所の体制整備、厚生労働省や国立医薬品食品衛生研究所等の体制整備が必要となるのではないかと考えております。一番下の※の所に、特定保健用食品についても検討、こういった措置を取るかどうかについては、消費者庁の検討を踏まえての検討ということです。資料5の説明は以上です。

○脇田部会長 議題3と4の説明は以上ということですね。ありがとうございました。最後の資料5の10ページにお示しいただいた今後の対応について（案）という所は、最初に御質問を頂いた後に議論しますので、議題3と4ですね、資料4と5の説明について御質問を頂きたいと思います。会場のほうから、いかがですか。

○福島輸入食品安全対策室長 今のところ、まだ挙手いただいているところですか。

○脇田部会長 分かりました。オンラインの先生方、いかがでしょうか。特にないようですが、本間先生、国衛研のほうでこの検査等を進められてきたところですが、何か追加の御発言とかございますか。

○本間委員 ただいま、三木分析官からあった報告書の内容は、昨日、報道機関向けに発表した最新の情報でありますので、私のほうから追加するものはありません。

○脇田部会長 ありがとうございました。そうしましたら私のほうから、今、資料5で詳しく原因究明について御説明いただきました。よく報道でも言われていたプベルル酸とともに、化合物のYとZというものが原因物質としての可能性があることになる。プベルル酸は青カビから産生されるということですし、化合物YとZだと、Zのほうはまだ分からないようですが、Yのほうは紅麹菌と青カビが共培養して産生されてくるということなので、今のところプベルル酸単独よりも、この化合物Y、Zの両者が作られたことによって、より病態が悪化したということが可能性として示されることになるのでしょうか。質問です。

○大坪健康・生活衛生局長 健康・生活衛生局長の大坪です。遅れて参加させていただい

ています。よろしくお願ひいたします。今、部会長からいただきました件につきましては、資料5の5ページにございますように、3つの物質が特に健康被害を生じた原料ロットで見つかったわけですが、今般の健康被害、いわゆる近位尿細管に対する影響はどの物質が起こしたのか、3つの物質の寄与度に差があるのか、これをこれから進めるところでございます。5ページで言うところの③腎毒性、誰がこの事象を起こしたのかにつきまして、実験データは上のラットの7日間反復投与試験の速報値を、ここにマイクロでお示ししています。この際、プベルル酸単品を食べさせたものと、プベルル酸及び化合物 Y、Zを含む製品そのものを食べさせた場合、これの速報値をここにお示ししているところでございます。今後はプベルル酸単品、化合物 Y 単品、Z 単品というふうに区分してそれぞれの物質ごとにラットで動物実験をすることで、その腎毒性、近位尿細管に対する寄与度を確認してまいりたいと思っています。ですから、今の段階でどの物質が一番寄与度が高いかというデータは持ち合わせていないところです。

○脇田部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○加地委員 今、局長が説明された腎毒性の実験ですが、どれぐらいの投与量を与えたのでしょうか。

○大坪健康・生活衛生局長 これは公表資料には含まれていないのですが、まずは高用量と低用量の2つのレンジで分けて毒性が発生するかどうかということ、高用量でのラットの動物実験を示しています。その後、今後、行う90日間の反復投与においては至適量を設定した上で行いたいと考えています。また、国衛研の先生方の御指導いただきながらということになるかと思ひます。

○脇田部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、資料5の10ページに今後の対応について(案)をお示しいただきました。こちらに関しての御意見、いかがでしょうか。届出について様々な改善ですね、今後の対応について示されているということ。特に厚生労働省において、機能性表示食品に関しては、情報提供の義務化を図ることが主な改善点と受け止めています。私のほうから1点、これは何か事象が起きたときに情報提供あるいは届出というところを、より迅速に義務化することが示されていますけれども、業者の安全管理、衛生管理を徹底していくことが重要だと思ひます。今回、青カビが混入するというところで、それをどういうふうに管理していくかも重要なポイントかなと思ひたわけですが、その点はいかがでしょう。

○大坪健康・生活衛生局長 事務局です。部会長の御指摘のとおりだと思ひています。これにつきましては、原因物質として何が腎毒性に一番寄与したのか原因究明を進めた上で、今後、同一の事案に対して未然に防ぐ。また、今回の事案についても対応として必要なものは何かを検討する中で、どの製品に対して何をしていくか食衛法上の措置を考えていきたいと思ひています。

○脇田部会長 分かりました。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○福島輸入食品安全対策室長 会場から神村委員が手を挙げていらっしゃいます。

○脇田部会長 まず会場のほうからお願いします。その後、藤田先生、お願いいたします。

○神村委員 神村でございます。資料5の4ページを拝見しますと、小林製薬の今回の紅麴原料の有用成分、機能性関与成分として、米紅麴ポリケチドという名前で届け出ていますけれども、それがイコールではない。モナコリンKのほかにも何らかの成分が含まれていることを想定して、こういう総称でのポリケチドというもので届け出たのかどうか。その辺りについて最初からモナコリンKではなく、そのほかの成分も入っていると想定していたのかどうかについて伺いたいと思います。

○脇田部会長 まず、この御質問に関して事務局からお答えいただけますか。

○三木食品監視分析官 事務局です。先生がおっしゃるとおり米紅麴ポリケチドを、今、ニアリーイコール(≒)にしています。これは後の説明をたやすくするためにモナコリンKという名称を出していますけれども、基本的にはモナコリンKだけでなく他の成分も含まれていて、そういったものも含めて有用であるということで小林製薬のほうでうたっています。

○神村委員 再度確認させていただきます。そのほかの成分も入っていて有用であると、そういう小林製薬側のお考えということですか。

○三木食品監視分析官 消費者庁のほうに届出られているものには、米紅麴ポリケチドの有用性についてうたわれていまして、その中の1つとしてモナコリンKというのもございますけれども、そのほかの成分についてもあるということです。

○脇田部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。藤田先生、お願いします。

○藤田委員 久留米市保健所の藤田と申します。資料の10ページに戻りますが、今後の対応につきまして、保健所の体制整備ということが記載されています。これが人材育成のところなのかなと思いますけれども、もう少し具体的に教えていただければということと、人を増やすことはなかなか難しいと思いますが、万が一、人を増やそうということで例えばここで措置等をしていただいても、その付いたお金が必ずこの人材に回るわけではないというのがいつものことで、その辺についてもお考えを聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○脇田部会長 ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの御質問に関してレスポンスいただけますでしょうか。

○吉田総務課長 総務課長です。御指摘の都道府県知事等、保健所の体制整備ですが、今、現在、情報提供が食品全般で努力義務になっています。これを、例えば機能性表示食品で義務化をした場合に、どれぐらいの業務量になるか。今でも保健所は対応してくださっていますのでノウハウはあるわけです。業務が量的に増えるときにどういう体制で処理をしなければいけないのか。今対応していただいている食品衛生監視員の人たちがどれぐらいの業務量になり、更に人員を増やさなければいけないのかについて我々も分からない部分がございますので、施行後、速やかに調査をさせていただいて、必要な部分については先生が御指摘のとおり地方財政措置という形で財成支援を総務省のほうに要請していきたい

と考えています。

ただ、先生が御指摘のとおり、ここは財政支援をしても監視員の職種が薬剤師であったり獣医師でして、地方の現場ではなかなか確保しづらいことも我々は認識していますが、我々としてやれる措置としては、まずは地方財政措置ですから、この部分をしっかり検討していきたいと思っています。その上での体制整備というのは各都道府県で御検討いただくことになると思っています。

○脇田部会長 ありがとうございます。

○三木食品監視分析官 事務局ですが、先ほど神村委員の御質問に対して、消費者庁のほうから正確にお答えしていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

○消費者庁今川室長 消費者庁保健表示室長の今川でございます。ありがとうございます。先ほどの神村委員の御質問につきまして補足説明させていただきます。今回、紅麴ポリケチドというのが成分名として入っております。それがモノコリンKと全くイコールかどうかという確認まで消費者庁のほうでしているわけではないのですが、趣旨としてはモノコリンKが中心かなと思っています。その上で、先ほどあったようにいろいろな物質が入っていますということですが、当然、食品ですので様々な原材料を含めて今回の製品を作っています。その過程において、こういった想定されていない部分の物質を、あらかじめ想定して含んでいるというものではございません。あくまでも食品として使用可能なものとして原材料の中で使用しているものでございます。そうした中で今回、プベルル酸を含め幾つかの成分が検出されてきたというものです。あらかじめ想定して入れているということではないですが、食品ですから、いろいろな成分の中で場合によっては想定外の成分も今回のように入っている可能性はあるという趣旨です。以上です。ありがとうございました。

○脇田部会長 ありがとうございます、そのほか、いかがでしょうか。もう1点、私のほうから質問です。10 ページの今後の対応の所で、健康被害の情報提供について集約を厚生労働省でしていき、そして分析・評価を行うということですが、これは医療機関と製販のほうの情報があると思います。我々がワクチンの健康被害の情報を集める場合には、企業から集めるものと患者さんの情報と別々に集まってくるわけですが、そういった形で情報収集は2つのルートを使っていくということなのか。それとも、これは営業者が都道府県に情報提供するもののみを集めていくということなのか。そこを少し説明していただけるでしょうか。

○大坪健康・生活衛生局長 事務局です。先生、御指摘のとおり医薬品の場合には明確にその義務付けという立ち位置が書いてございます。ただ、これは食品ですので食品衛生法上は基本的に営業者に対して規定を課しているものでございます。その中で、今まで営業者に関しては、医師の診断を受けた者についての報告の努力義務はかかっていたわけですが、殊更、この機能性食品に関してはこれを義務化していこうという動きですので、基本的には営業者に対して考えています。ただ、その中で今回の事案もそうですが、実際は

消費者の皆様は病院に行かれて、医師から営業者に対して情報の端緒となることも多くございます。今回の事案も含めてその辺りをどのように考えていくのか。今は医療機関に対しては協力をお願いしているという形で、通知の中で医師会の先生等とも御相談しながら、今は連携という形で置かせていただいておりますが、それをどのように担保していくかは今後の課題と思っていますので、実際にこれが動き出した後に事案を見て考えていきたいと思っています。

○脇田部会長 ありがとうございます。何か事象が起きたときに、より早く探知が可能で対策につながるような情報収集の体制が重要だと思いますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。そのほか、いかがですか。

○加地委員 加地です。参考までに、食品衛生法の世界の中でも食中毒の探知というのは、食中毒と診断、あるいはその疑いがあるときに医師が保健所に届け出る制度があります。もう1つ、感染症法の中で感染症1類、2類等は、人の診断をした場合は医師が、動物の診断をした場合は獣医師が、それぞれ保健所に届け出るという届出義務が設けられています。ただ、この場合も医師あるいは獣医師の方からは、それに罰則が付随していますのでなかなか報告しづらい。あるいは報告を隠してしまうという話もあるのですが、実際、運用上は保健所と地元の医師会、獣医師会とで協力しながら、まずその可能性がある、あるいは何か疑いがあるというところで、正式な報告ではなくて、まず一報で連絡を頂く、情報提供いただくというところから保健所や行政も動き出して調査に入るのが、一般的な食中毒あるいは感染症のやり方ですので、これも参考になるのかなと思いました。以上です。

○大坪健康・生活衛生局長 ありがとうございます。加地先生がおっしゃるとおりで、食中毒に関しては、別途、規定が食衛法の中に設けられています。食衛法は基本的には営業者向けの法律ですので、雑則の中で食中毒は医師の義務を課している形になっています。ここにつきましても、今回、例えば国民生活センターに毎年、何千件も報告がある中で、実際に7割ほどは医師の診断を受けた者から寄せられているという情報も伺っています。その義務をかける、かけないにかかわらず、消費者の皆様の行動として医師の所に行って受診し、ドクターから自然に協力を頂いているのかどうか。こういったことであれば、その義務まで課すのかどうかという議論もあろうかと思っていますので、今後、施行の後、実態を見て判断させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○脇田部会長 ありがとうございます。続きまして、瀧本委員、お願いします。

○瀧本委員 ありがとうございます。実際、こういった健康被害というものが発生したときに、購入した所へ御相談に行かれるケースも多々あるのではないかと思います。そういった販売している所での情報収集というのはどのようにお考えか、お聞かせいただけますと幸いです。お願いします。

○脇田部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○大坪健康・生活衛生局長 現在、食衛法の中で規定がどうなっているかと言いますと、営業者は消費者等から情報を得た場合となっていて、努力義務が課される端緒ですね、

ですから、営業者としては消費者の皆様からお話があった場合に、都道府県に対して報告の努力義務が、現在、かかっている形になっていますので、購入した所に消費者の皆様から御相談があった場合、それが医師の診断を経ているものであれば、一定のルールの中で、今後は営業者に対して報告の義務がかかる方向で考えているものです。ですから、端緒が何であるか、消費者に対して何か責務を設けるといことはございませんので、その端緒として消費者から営業者に対して情報を知り得た場合、医師の診断を経たものであれば、それは営業者に対して義務をかけていくことを考えているところです。

○瀧本委員 ありがとうございます。

○脇田部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○神村委員 神村です。健康被害があったときに医師がどのような義務を課されるかについて、医師のほうでは義務とされるころは大変危惧しているところです。罰則があるのではないかということ。それから、医師の診断という言葉が、今、局長からも出たのですが、医師の診断と言った場合に診断書というふうに誤解される向きもあると伺っています。また、なかなか因果関係について確信が持てないので、診断と言われると、そこまではないけれども因果関係を疑っているのだと、そういう立場が一番多いのではないかと思います。その辺の書きぶりについては、かなり微妙なところがありますので御配慮いただければと思います。臨床の医師の協力を得るためにも、その辺の配慮をしていただきたいと思います。

○脇田部会長 ありがとうございます。今のコメントに関してはいかがですか。

○大坪健康・生活衛生局長 事務局です。資料 5 の 10 ページで、今後の対応を書いている中で書き漏れている所もありますが、食品表示法の中では、提供期限について重篤度等に対応した明確なルールを設けるという記載が、今後の対応の 2 つ目の○にございます。期限のみならず、どういったものについて報告をするのか、どなたが見ても客観的なルールが必要だと考えていますので、今後、検討してまいりたいと思っています。

○脇田部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。更に御意見、御質問等があればお願いしたいと思います。近藤委員、よろしく申し上げます。

○近藤委員 ありがとうございます。日本生協連の近藤と申します。この 10 ページの図によると、消費者庁のほうへ上がっていく情報もあるので、消費者庁との役割とか機能分担がどうなのか、連携して対応するのかどうかという点はどうでしょうか。

○脇田部会長 事務局、お願いいたします。

○吉田総務課長 食品表示法上、消費者庁に届け出る部分がございますが、同じ情報を保健所にも届けていただく形になります。消費者庁は、届出者が義務履行をしているかどうかをチェックする観点で食品表示法の所管官庁として情報をもらうという役割になっています。もちろん保健所から厚労省も情報をもらいますので、厚労省と消費者庁は連携して、情報提供がしっかりなされているか突き合わせていくことになると思っています。

○大坪健康・生活衛生局長 追加で申し上げますと、今の資料の 10 ページの所で今後の

対応を見ていただきますと、役割分担として消費者庁のほうは右、一番下の3番目の○ですが、表示法に基づき、遵守しない場合は機能性表示を行えないよう指示・命令する行政措置が可能となると、表示に関しての権限を持っているということです。

一方、下の食衛法を見ていただきますと、2つ目の○です。厚生労働省は営業の禁止・停止の行政措置をかけることができます。製造販売についての権限を持っている。こういった役割分担でございます。

○脇田部会長 ありがとうございます。しっかりと連携をして役割分担をしつつ、連携して対応していくことが重要ということだと思いました。そのほか、いかがですか。大体、よろしいですか。土肥先生、よろしくお願いたします。

○土肥委員 10 ページの保健所の体制整備の所で1点、教えていただきたいのですが、今後、業務量がどのくらい増えるか調査をするというふうにお話を頂きましたけれども、こういった事案というのは発生したら喫緊に大量投入し、人海戦術でやっていく業務が想定されるかと思えます。そういったことは日常的に起こることではなくて、本当に何年か何十年かに1回、こういう大きい案件が起きると思えます。そうしたときに人を増やすということだとしても、そういった緊急事態に対応するのはなかなか難しいということ。それから、地方自治体でも、獣医師、薬剤師等の食品衛生監視員の確保というのは非常に難しい状況が全国の自治体で起きていますので、例えばこういった喫緊の事態のときに厚生労働省がフォローに入るとか、そういった広域的な連携というところで何かお考えがあれば教えていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○脇田部会長 重要な御指摘、ありがとうございます。事務局、ただいまの御指摘、いかがでしょうか。

○大坪健康・生活衛生局長 ありがとうございます。食品衛生法の世界では基本的に自治体でやっていただく形になってはいますが、例えば今般の小林製薬の事案に関しましては短期間で複数の患者様が出ていて、全国広域に被害が発生している。また、原因がいわゆる食中毒のように微生物の混入といったことで、割と簡単に決着が付く話でもなさそうであるといったことから、割と早い段階から厚生労働省のほうで、国衛研のお力を頂いて原因究明等々を行ってきたところですので。今後につきましても、今回の事案を踏まえてどういった役割分担をしていくか考えてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○土肥委員 ありがとうございます。

○脇田部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。そうしましたら、特に議題4ですね、小林製薬の事案につきましても、現在、進行中あるいは分析中ということもございしますので、今回の議論も踏まえていただいて事務局で対応案を検討し、速やかに再発防止策を講じていただきたいと思っています。また、今後も必要に応じてこの部会で報告を頂きたいと考えていますので、よろしくお願いたします。皆様の議論、ありがとうございました。

続いて、議題5に移らせていただきます。こちらは、「機能性表示食品等の健康被害情

報への対応に関する小委員会」の設置についての案ということで、先ほど小委員会についての細則を決めていただきましたけれども、早速、小委員会の設置ということでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○福島輸入食品安全対策室長 それでは、資料6をお手元に御準備ください。先ほど資料5の説明のところでも前触れをさせていただきました。先ほどから議論いただいておりますが、指定成分等含有食品や機能性表示食品等を含む健康食品による健康被害状況については、医療機関や食品事業者等から、都道府県等を通じて厚生労働大臣に寄せられる仕組みになっております。これら収集した健康被害情報の内容を専門的な見地から評価し、食品衛生法上の措置の必要性等について御議論いただく場としましては、この3月までは薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会の下にワーキンググループが設けられておりましたが、引続き同様の役割を担っていただく組織として、この食品衛生監視部会の下に小委員会を設置することをお諮りしたく存じます。小委員会の設置要綱(案)を資料6にお示ししておりますので御覧ください。

1番の設置の趣旨については、ただいま御説明申し上げたとおりですが、各都道府県知事等から報告された機能性表示食品等の健康被害情報について、専門的知見等に基づいた対応を検討するため、先ほど部会長からも御紹介がありましたように、会議冒頭で採択いただきました食品衛生監視部会運営細則第1条に基づき、食品衛生監視部会の下に「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会」を設置していただきたいと考えております。

2番の組織等についてですが、小委員会の委員は、機能性表示食品等の健康被害情報の内容に応じて、厚生科学審議会の委員、臨時委員、専門委員又は参考人をもって構成し、健康被害情報の評価等に部会長が指名するものとし、また、必要に応じて委員長の判断によって他の委員又は外部の有識者に意見を求めることができるという案にしております。

3番の検討事項の所では、本小委員会の検討の対象とする食品を掲げております。食品表示法に基づく機能性表示食品、特定保健用食品及び栄養機能性食品に加えて、医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品、いわゆる「健康食品」ですけれども、これらに関する食品の健康被害情報に対して食品衛生法上の措置の要否について、検討を行っていただきたいと考えております。

最後にその他ですが、本小委員会の事務は厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課食中毒被害情報管理室が行うこととし、このほか本小委員会の運営に必要な事項については、食品衛生監視部会長又は小委員会会長が定めることとしております。

委員の先生方におかれましては、食品衛生監視部会の下に、機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会を設置することについて、また、この小委員会を設置する際に資料6にお示ししております設置要綱(案)でよろしいかどうか、この2点について御審議いただければと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○脇田部会長 ありがとうございます。機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会の設置ということで案を頂いております。ただいまの御説明に関して何か御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。この件に関しては、小委員会でも機能的に対応していただくというところと思いますが、いかがでしょうか。こちらは、よろしいですか。

○福島輸入食品安全対策室長 会場でも挙手をしていらっしゃる先生はおられません。

○脇田部会長 ありがとうございます。会場もオンラインも特に御質問、御意見がある先生方はいらっしゃらないということですので、小委員会の設置については皆様御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○脇田部会長 どうもありがとうございます。そうしましたら、この案件については御了承を頂いたものとさせていただきます。

それでは、議題6のその他ですけれども、委員の皆様、あるいは事務局から何かありますでしょうか。私から1点、今日は第1回ということだったのですが私もリモートで入ってまして少し会場の音声が聞き取りにくいところがありました。私のほうの特別な仕様なのかもしれないので他の委員の先生方にできれば確認していただいて、会議の運営に関してより音声が聞き取りやすいような状況を作っていただければと思いますので、そちらもよろしくお願いしたいと思います。

○福島輸入食品安全対策室長 御不便をおかけして申し訳ございません。また次回までにテクニカルな面についても確認したいと思います。

○脇田部会長 よろしくお願いたします。

○福島輸入食品安全対策室長 近藤委員が手を挙げておられます。

○近藤委員 大丈夫ですか、ありがとうございます。本当に消費者の立場からなのですから、今の小委員会の設置は大変いいと思います。今、健康被害の情報は行政機関への提供が義務化される方向ということで情報が上がってくると思うんですけれども、一方で栄養機能食品であったり健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されている食品と言うことが、医療機関については努力義務であったりとか、製造販売者が任意とされているため、健康被害の情報が上がってこないのではないかとということを心配しております。機能性表示食品等以外でもサプリメント形状の食品については、情報収集の仕組みを更により強化にすることを検討していただけたらと思っております。以上です。

○脇田部会長 どうもありがとうございます。事務局には、今の点よろしくお願いたします。そのほかはよろしいですか。ありがとうございます。特にほかになれば、これで以上とさせていただきます。

最後に次回の日程等について事務局から何かあればお願いします。

○福島輸入食品安全対策室長 次回の日程等については、また調整の上改めて御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○脇田部会長 ありがとうございます。本日の会議はこれで終了したいと思います。長時間にわたりましてありがとうございました。失礼いたします。